

坂水給発第210号  
令和8年3月16日

各指定給水装置工事事業者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長 小川 尋海  
(公印省略)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準の改正について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、令和8年4月1日付けで改正を行うので通知いたします。

#### 記

#### 1 主な改正内容

##### 第2章

施工基準 2-2(3)について、公道等にφ50以下の給水管を布設し、各戸の分岐工事を1申請で行う場合の検査手数料について明記する。

##### 第3章

施工基準 3-3(4)について、基準適合品の情報掲載場所を変更する。

表3-1注釈4について、HPPEを追記する。

##### 第4章

施工基準 4-5-5(3)について、記述の仕方を統一するため、一部文言を追記する。

施工基準 4-6-1(8)について、一部必要な文言の追記、修正を行う。

その他、誤字脱字の訂正、文末表現の統一を行う。

##### 第5章

施工基準 5-2-5 分岐の撤去ア・イについて、SKX チーズの使用が可能であることを明記する。

施工基準 5-4-5(4)について、記述の仕方を統一するため、一部文言を追記する。

施工基準 5-10-4(7)について、坂戸市道の場合は道路占用許可工事期間内に舗装本復旧を行う旨、文言を一部変更し、鶴ヶ島市道と坂戸市区画整理道路の場合は別途、舗装本復旧工事許可が必要になる旨、文言を追記する。

その他、誤字脱字を修正する。

##### 第6章

施工基準 6-1-3(3)について、二重表現となっている箇所を修正するため、一部

文言を削除する。

## 第8章

資-50 について、施工基準 5-10-4(7)の内容変更に伴い、給水装置工事フローシートの一部を変更する。

資-50 について、紙の小切手による納付を廃止することに伴い、給水装置工事フローシートの一部を変更する。

## 2 施行日

令和8年4月1日とする。

## 3 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準

改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準については、水道企業団ホームページ（以下の URL）に掲載しています。

○坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水装置施工基準ページ

[http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002\\_028.html](http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_028.html)

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

給水課給水担当

049-283-1954

## 【改正文】

第2章2-2(3)を次のように改める。

(3) 特殊な場合の取扱いについて「⑤その他」を「⑤公道（帰属予定道を含む。）及び私道等に布設する連合管」に変更し、「公道等にφ50以下の連合管を布設する申請については、1枚の申請書で各戸の分岐までを一括申請し、設計審査手数料は2,000円、工事検査手数料は各戸の分岐1か所につき2,500円とする。なお、申請方法等の詳細については、4-6-2(5)に記載する。」を追記する。⑥その他を追記する。

第3章3-3(4)基準適合品の確認方法例について、文中「厚生労働省」を「国土交通省」に改める。

第3章中表3-1注釈4について、HPPEを追記する。

第4章4-5-5(3)②について、文中に「原則として」を追記する。

第4章4-6-1(8)について、文中「①縮尺に規定はないので、バランス良く作成すること。」の記載場所を変更し、以下②、③を繰り上げる。

第4章中 誤字脱字の訂正、文末表現の統一を行う。

第5章2-5分岐の撤去(2)ア・イを次のように改める。

ア 被分岐管がφ25HIVPの場合、イ 被分岐管がφ30・φ40HIVPの場合について、それぞれの文末に「なお、SKXチーズ（伸縮可撓離脱防止付）を使用してもよい。」を追記する。

第5章5-4(4)文中に「φ30以上の」を追記する。

第5章5-8(3)文中「5-8-(1)」を「5-8(1)」に改める。

第5章10-4(7)を次のように改める。

(7) 舗装本復旧工事の実施及び工事写真の提出について、文中より「及び鶴ヶ島市道」を削除し、「鶴ヶ島市道路及び坂戸市区画整理道路については仮復旧工事の写真を提出後、舗装本復旧工事許可（区画整理道路は物件設置許可）を取得し、自然転圧期間経過後に舗装本復旧工事を実施すること。」を追記する。

第6章6-1-3(3)最大分岐口径について、文中「φ50以下の分岐を行う場合は、」を削除する。

第8章資-50給水装置工事フローシート内、給水装置工事申請書作成・提出について「※坂戸市区画整理道路のみ占用許可と舗装本復旧許可の2回工事申請が必要になります」を「※坂戸市区画整理道路及び鶴ヶ島市道については道路占用許可と舗装本復旧許可の2回許可申請が必要になります」に改める。

第8章資-50給水装置工事フローシート内、手数料・加入金納付について「手数料・加入金を現金又は小切手により、企業団窓口で納付してください」を「手数料・加入金を現金により企業団窓口又は取扱金融機関の窓口で納付をお願いします」に改める。